○金融庁告示第五十二号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第八項第二号の規定に基づく金融庁長官の定める法人を定める件（平成五年大蔵省告示第六十七号）等の一部を次のように改正し、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史

（協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第八項第二号の規定に基づく金融庁長官の定める法人を定める件の一部改正）

第一条　協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第八項第二号の規定に基づく金融庁長官の定める法人を定める件の一部を次のように改める。

件名中「第三条第八項第二号」を「第三条第九項第二号」に改める。

（銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第二条　銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十三条第二項前段」を「第十四条の二第二号」に、「関連法人等（銀行法施行規則第十四条の四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を「銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第三項に規定する関連法人等」に、「に当該関連法人等」を「に当該銀行又は当該銀行持株会社の関連法人等（銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等をいう。第四項において同じ。）」に改め、同条第四項中「第二項の」を削る。

第二条第二項中「子会社等に」の下に「令第四条の二第三項に規定する」を加え、「に当該銀行又は当該銀行持株会社の銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等」に改める。

（信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十三条第二項前段」を「第十四条の二第二号」に、「関連法人等（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を「信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四十二号）第十一条の二第三項に規定する関連法人等」に、「に当該関連法人等」を「に当該金庫の関連法人等（信用金庫法施行規則第百十七条第二号に規定する関連法人等をいう。）」に改める。

第二条第二項中「子会社等に」の下に「信用金庫法施行令第十一条の二第三項に規定する」を加え、「に当該関連法人等」を「に当該信用金庫連合会の関連法人等（信用金庫法施行規則第百十七条第二号に規定する関連法人等をいう。第四項において同じ。）」に改め、同条第四項中「第二項の」を削る。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第十三条第二項前段」を「第十四条の二第二号」に、「関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。）」を「協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第三項に規定する関連法人等」に、「に当該関連法人等」を「に当該信用協同組合等の関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十四条第二号に規定する関連法人等をいう。）」に改める。

（保険業法施行規則第六十五条第一号から第四号までの規定に基づく価格変動準備金の対象となる資産の一部改正）

第五条　保険業法施行規則第六十五条第一号から第四号までの規定に基づく価格変動準備金の対象となる資産（平成十年大蔵省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号、第二項第三号、第三項第二号及び第四項第二号中「又は投資証券」を「、投資証券又は新投資口予約権証券」に改める。

（保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イの規定に基づく金融庁長官が定める法人の一部改正）

第六条　保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イの規定に基づく金融庁長官が定める法人（平成十七年金融庁告示第五十号）の一部を次のように改正する。

件名中「法人」を「もの」に改める。

本則中「保険業法施行規則」の下に「（以下「規則」という。）」を加え、「定める法人」を「定めるもの」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　規則第二百十二条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定めるものは、同号イの規定により資金の貸付け（手形の割引を含む。）を行う銀行等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）が株式会社商工組合中央金庫以外である場合にあっては、前項各号に掲げるものに加え、次に掲げるものとする。

一　日本銀行

二　次に掲げるもの

イ　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げるもの

ロ　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第十二項第四号に掲げるもの（イに掲げるものを除く。）

ハ　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第十二項第四号に掲げるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第十一項第五号に掲げるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

ホ　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第十二項第四号に掲げるもの（イからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十第十一項第五号に掲げるもの（イからホまでに掲げるものを除く。）

ト　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十条第十一項第五号に掲げるもの（イからヘまでに掲げるものを除く。）